

定額給付金給付事業の概要

1. 施策の目的

景気後退下での住民の不安に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、あわせて、住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的とする。

2. 事業費（補正予算（第2号）案計上額）

2兆395億13百万円

| | |
|-------|-----------|
| ・ 事業費 | 1兆9570億円 |
| ・ 事務費 | 825億13百万円 |

3. 事業の実施主体と経費負担

- ・ 実施主体は市町村（特別区を含む）
- ・ 実施に要する経費（給付費及び事務費）については、国が補助（補助率10/10）

4. 給付対象者及び申請・受給者

- ・ 給付対象者は、基準日（平成21年2月1日）において、①又は②のいずれかに該当する者

①住民基本台帳に記録されている者（※1）

②外国人登録原票に登録されている者（※2）（不法滞在者及び短期滞在者のみ対象外）

※1 基準日以前に住民票が消除されていた者で、国内で生活をしてきたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、基準日後初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。

※2 基準日以前に出生した者で基準日後外国人登録原票に登録されたものを含む。

- ・ 申請・受給者は、給付対象者の属する世帯の世帯主（外国人については、各給付対象者）（※3）

※3 基準日以降に申請・受給者が死亡した場合は、原則として、世帯（外国人の場合は、住所と生計を同一とする単位）の中から新たに世帯主となった者（外国人の場合は選ばれた者）等が申請・受給者となる。

5. 給付額

給付対象者1人につき12,000円

（ただし、基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については20,000円）

6. 申請及び給付の方法

原則として、次の①、②及び③の方式の組合せで実施（③の方式は、①及び②によりがたい場合。）

- ①郵送申請方式：振込先口座を記した申請書を本人確認書類とともに市町村に郵送し、振り込みにより受給
- ②窓口申請方式：振込先口座を記した申請書を窓口で提出し振込により受給
- ③窓口現金受領方式：申請書を窓口で提出し、現金により受給

7. 給付開始日

- ・ 市町村において決定
- ・ 申請期限は、申請受付開始日から6月